

平成29年3月29日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県環境審議会

会 長 青 木 清

水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について（答申）

平成28年11月8日付け28水地環第491号で知事から諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定に基づく総量削減計画の策定
別添1のとおり
- 2 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の設定
別添2のとおり

「別添」となる「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基準（案）」は58ページに及ぶため、概要を添付します。

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）の概要

総量削減制度の概要及び経緯

- 総量削減制度は、伊勢湾（三河湾を含む）、東京湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法に基づき、すべての汚濁発生源からの汚濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減することを目的とする制度である。
- 環境大臣は、削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定めることとされている。
- 都道府県知事は、国の基本方針に基づき、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る削減目標量、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。また、都道府県知事は、総量削減計画に基づき、総量規制基準を設定することとされている。
- 愛知県は、昭和55年度から7次にわたり総量削減計画等を定めて汚濁負荷の削減に取り組んできた。しかし、今後も水環境改善を進める必要があるとして、国は、昨年9月に、平成31年度を目標とする第8次総量削減基本方針を策定し、総量規制基準の範囲（上限と下限の値）を改正した。
- このため、昨年11月に、知事から愛知県環境審議会に第8次の総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について諮問された後、会長から付託され水質部会で県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）により提出された意見を踏まえて審議を行い、総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）を取りまとめた。

I 総量削減計画（案）の概要

1 削減の目標

- 目標年度：平成31年度
- 削減目標量

（単位：トン／日）

	COD		窒素含有量		りん含有量	
	削減目標量	26年度実績	削減目標量	26年度実績	削減目標量	26年度実績
生活排水	40	43	26	27	2.0	2.1
産業排水	25	27	13	13	1.1	1.2
その他	9	9	18	18	1.3	1.3
合計	74 (6.3%)	79	57 (1.7%)	58	4.4 (4.3%)	4.6

- ・「その他」は、畜産、水田や畑等の農地、山林等からの汚濁負荷量
- ・（ ）内は、26年度実績に対する削減率



総量削減制度の対象地域等

- ・斜線部が対象となる伊勢湾の範囲
- ・着色部が総量削減計画の対象地域
- ・愛知県、岐阜県、三重県が各県域を対象とした総量削減計画を策定

2 削減目標量の達成のための方途

- 生活排水処理施設の整備
 - ・下水道の整備
 - 処理人口5,504千人を目標として整備を推進する（26年度末の処理人口：5,195千人）。
 - ・合併処理浄化槽の転換促進等
 - 市町村による補助対象基数10,000基（H27～31年度累計）を目標として整備を促進する。
 - ・農業集落排水処理施設の整備
 - 処理人口244千人を目標に整備を推進する（26年度末の処理人口：238千人）。
- 総量規制基準の設定
 - ・総量規制基準を適切に設定し、その遵守を徹底する。
- その他の汚濁発生源に係る対策
 - ・総量規制の対象とならない小規模の工場・事業場に対して、汚濁負荷量の削減を指導する。
 - ・肥料等の適正使用により農地からの汚濁負荷量の削減を図る。
 - ・家畜排泄物の適正な処理の推進、エネルギー利用の検討を進める。
- 環境教育、啓発等
 - ・「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、継続的・発展的な環境学習を推進する。 等

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- しゅんせつ・覆砂、干潟の保全・造成、窪地の埋戻し等を実施する。
- 港湾等において、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。
- NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体との連携・協働の取組を推進する。
- 中小企業者等に対して、融資制度等により支援を行う。 等

II 総量規制基準について

1 総量規制の仕組み

- 排水量 50m³/日以上 of 工場等が総量規制の対象となる。
- 規制項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量である。
- 畜産農業、製造業など業種ごとに排水の性状が異なる。
このため、国は、業種等を 215 に区分するとともに、排水の発生時期の区分ごとに総量規制基準の範囲（上限と下限の値）を定め、県はその範囲内で総量規制基準を定めることとされている。
- 本県は、業種等を水量等によりさらに区分しており、排水の発生時期の区分とあわせ、第7次総量規制において、化学的酸素要求量については816、窒素含有量は646、りん含有量は612の総量規制基準を定めている。
- なお、以下の式で計算される総量規制基準値が、工場等から排出される汚濁負荷量の許容限度となる。

・総量規制基準値 (kg/日) = 県の定める総量規制基準 (mg/L) × 排水量 (m³/日) ÷ 1000

(※排水の発生時期、業種等の区分ごとに行った計算結果の合計が総量規制基準となる。)

県の定める総量規制基準の例（化学的酸素要求量の7次基準 抜粋）（単位：mg/L）

整理番号	業種等の区分		排水の発生時期		
			S55. 6. 30以前	S55. 7. 1～H3. 6. 30	H3. 7. 1以降
2	畜産農業		100	70	70
44	清酒製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	30
		イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	40	40
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア し尿浄化槽（処理対象の人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	60	40	40
		イ その他	20	20	20

2 総量規制基準見直しの概要

- 事業場の排出の実態を踏まえ、事業者が遵守可能なものとなるよう、以下の基本的な考え方に基づき、見直しの検討を行った。
 - (1) 本県の基準が国の定めた範囲を上回っている業種
原則、国の上限値まで基準を引き下げる。その上で、排水水質の実態を基に施設の最大稼働時の水質を考慮し、さらなる基準の引き下げが可能かを検討する。
 - (2) 排水水質の実態が本県の基準を十分下回っている業種
水質を悪化させない観点から、排水水質の実態を基に最大稼働の水質を考慮し、基準を引き下げる。
 - (3) 現時点で本県に存在しない業種
最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小限に抑えるよう、国の下限値まで基準を引き下げる。

3 総量規制基準（案）の概要

- 下表に示すように、化学的酸素要求量については17の基準を、窒素含有量については38の基準を、りん含有量については61の基準を見直す案を取りまとめた。

表 見直しの検討に係る総量規制基準の数

項目	基準総数 (A)	下限値に設定済みの基準数 (B)	見直し検討対象の基準数 (A-B)	見直しを行う基準数
化学的酸素要求量	816	741	75	17 (2.1%)
窒素含有量	646	372	274	38 (5.9%)
りん含有量	612	294	318	61 (10.0%)

() は、総数に対する見直しを行う数の割合を示す。